

1 道路法

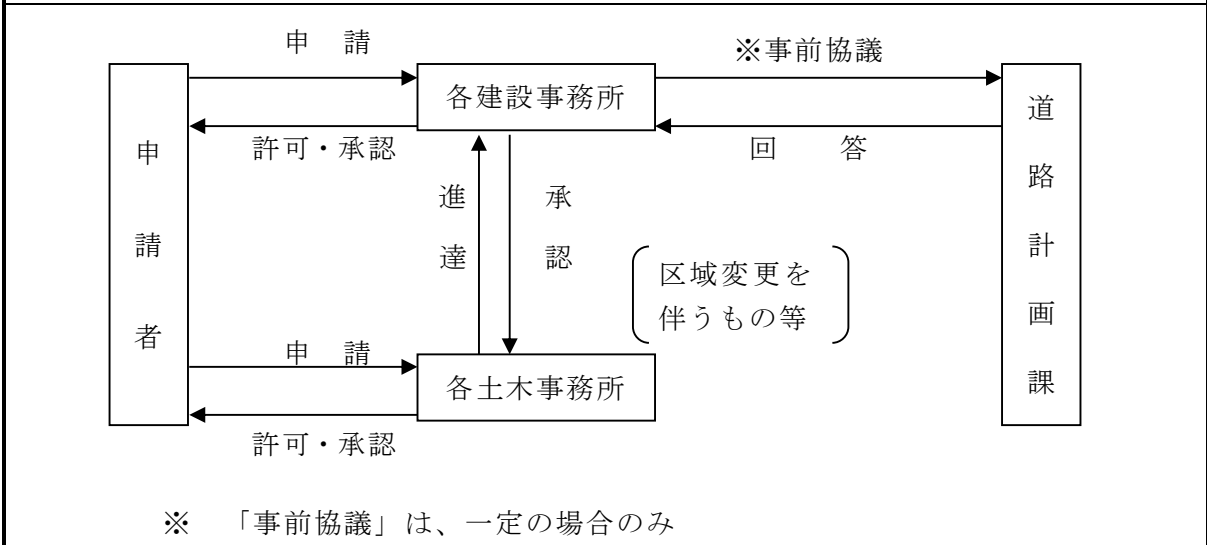
〔道路管理者以外の者が行う工事の承認、道路の占用等〕

<p>法の趣旨</p>	<p>道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、もって交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進する。</p>
<p>許可（承認）の必要な行為</p>	<p>道路区域において、次の行為を行う場合</p> <p>1 【第24条】道路管理者以外の者が、自らの費用負担で行う道路に関する工事又は道路の維持 （例 法面の埋立て又は切取り、新規通路の取付工事、車両乗入れ、商品積下しのための歩道切下げまたはガードレール撤去等）</p> <p>※ 道路管理者以外の者とは？ 道路法第18条第1項に規定する「道路管理者」以外の者をいい、国の行政機関、地方公共団体、私人等いずれであるかを問わない。</p> <p>※ 道路に関する工事又は道路の維持とは？ 道路の新設、改築又は修繕に関する工事。砂利や土砂の局部的補充、散水、路面の清掃、除草等道路構造に影響を与えない軽易なものについては、承認を要しない。</p> <p>2 【第32条】道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合（道路管理者が当該区域についての土地に関する権限を取得した後の道路予定区域においても準用） （例 電柱、電線、水管、下水道管、工事用施設等）</p> <p>※ 「道路予定区域」とは？ 道路の区域が決定された後、道路の供用が開始されるまでの間の当該区域を「道路予定区域」という。</p> <p>3 【第91条第1項】道路予定区域において土地の形質変更、工作物新築、改築、増築又は大修繕等を行う場合</p>
<p>許可（承認）権者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定区間の一般国道・・・国土交通省東北地方整備局長（県内の指定区間の一般国道・・・国道4号、国道6号、国道13号、国道49号、国道115号（相馬福島道路）） ・ 指定区間外の一般国道、県道・・・各建設（土木）事務所長 ・ 市町村道・・・・・・・・・・・・・・・・各市町村長
<p>許可（承認）基準</p>	<p>道路管理者は、要件をすべて満たしているか、工事の必要性や設計計画の合理性があるか、道路管理上の支障の有無等を総合的に勘案し、許可・承認を判断する。</p>

	<p>〈第24条審査基準〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 道路構造上、現道より悪くならないこと 2 申請者に道路工事を施行する能力があること 3 法令、通知、通達等の基準に適合していること 4 道路管理上、交通上支障がないこと 5 開発行為等による道路の付け替えは、原則現道に見合うものとする等 <p>〈第32条等審査基準〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 占用物件が道路法第32条第1項及び同法施行令第7条で定める物件であること 2 道路敷地以外に余地がなく、やむを得ないものであること 3 法令、通知、通達等の基準に適合していること 4 道路の公共性又は美観が損なわれることがないこと 5 道路の構造及び安全性を阻害しないこと 6 道路管理上の支障が生じないこと等 <p>〈第91条第1項審査基準〉</p> <p>道路工事の施行時期、権原取得の時期及び方法、土地の形質変更、工作物の新築等の内容を総合的に勘案し、道路工事の施行上著しい支障を及ばさないものであること。</p>
--	---

担当機関	<p>本庁 土木部 道路計画課</p> <p>出先 各建設事務所 総務部 行政課 (南会津建設事務所は総務部総務課)</p> <p>各土木事務所 総務課</p>
------	--

手続フローチャート



備考	
----	--